

吉岐市補助金等検討委員会

提 言 書

## 目 次

はじめに	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第1  壱岐市の財政状況	・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第2  審議経過	・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第3  補助金等の審査判定	・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第4  判定結果	・・・・・・・・・・・・・・・・	7
第5  縮減率の設定	・・・・・・・・・・・・・・・・	8
第6  補助金等の見直し指針	・・・・・・・・・・・・・・・・	10
終わりに	・・・・・・・・・・・・・・・・	11
補助金等検討委員会委員名簿		

### ・添付資料1 補助金等判定資料

- 資料 行政改革推進委員会中間答申（補助金見直しに関する提言書）
- 資料 補助金等の見直し方針・補助金等の見直し基準
- 資料 補助金等交付台帳
- 資料 補助金等審査判定シート
- 資料 負担金判定基準

### ・添付資料2 補助金判定結果

### ・添付資料3 負担金判定結果

## はじめに

経済の長期低迷により市税収入は伸び悩む中、国から交付される地方交付税は合併による優遇措置として旧4町分の算定が行われるのは平成25年度までであり、その後の5年間でひとつの市としての一本算定へと段階的に縮減されることとなる。さらに、国の三位一体の改革は、なお一層の地方自治体の自立を求めるものとなっており、これまでの地方交付税や国の補助金に頼った財政運営は次第に困難になってきている。今後、市がこれらの状況に対応していくためには、抜本的な改革のもと、効率的な行財政運営を行い、自立した行財政システムを早急に確立することが求められている。

これまで、補助金制度は市民活動の活性化、効率的な行政運営、産業の発展等に寄与する役割を持つ一方で様々な問題点も指摘されてきた。また、市が支出する補助金等は平成17年度の一般会計当初予算において、594件が計上されており、一般会計当初予算の実に8.9%に相当する。つまり、補助金等の見直しは行財政改革の重要な取り組みのひとつであるといえる。

このような状況の下、補助金等検討委員会は平成17年4月、市長より提言依頼を受け、「既設の補助金等の整理、合理化に関すること」「補助金等の選定基準及び評価体制に関すること」について、個々の補助金等の検証を行いながら問題点を整理し、もって補助金等のあり方についての指針づくりを行うため活発な審議を行ってきた。

このたび、審議の結果を以下のとおり取りまとめたので、ここに提言する。

市にあっては、この提言を最大限尊重し、適正な見直しを積極的に行うよう切望する。

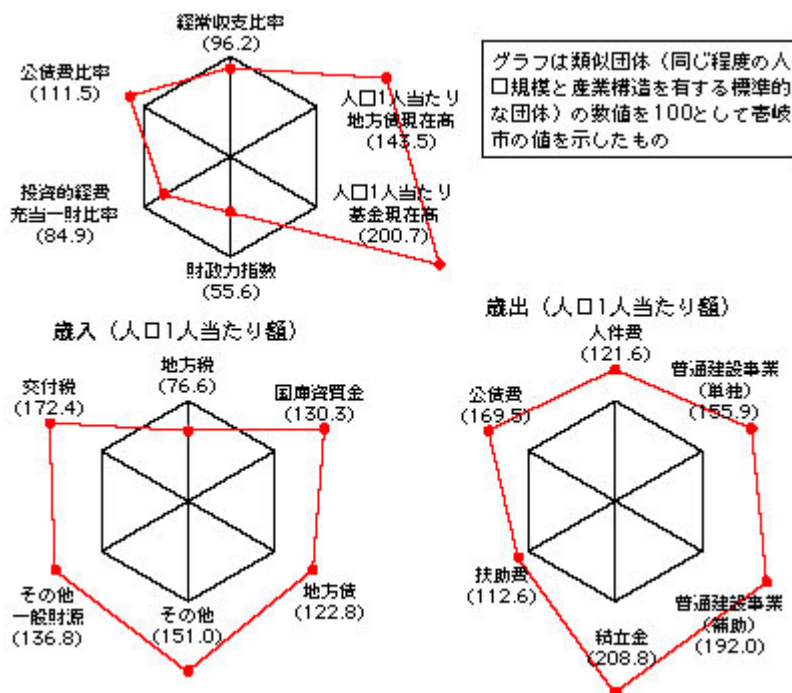
## 第1 吉岐市の財政状況

吉岐市の財政における人件費、扶助費及び公債費の義務的経費の歳出に占める割合は、平成15年度決算において37.0%、16年度が45.1%となっている。財政構造の弾力化を示す経常収支比率は、15年度85.4%、16年度87.0%と年々高まり、弾力性を失いつつあるとされる80%を大幅に超え、財政の硬直化が強まっており、経常経費の抑制を行わなければならない状況にある。自主財源とは、市税、分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入等（繰入金を含む）であるが、歳入の21.2%（16年度決算額）であり、類似団体（30.2%）と比較しても自主的に収入しうる財源が少なく、言い換えれば行政活動の自主性と安定性の確保に乏しい財政構造といえる。

平成16年度決算から見ると、前述のとおり自主財源が歳入総額の21.2%であり、その多くが地方交付税（44.9%）、国・県支出金（18.5%）、地方譲与税等（4.4%）の依存財源と起債（11.0%）で占められており、補助金や交付税制度改革の影響を受けやすい体質にある。一方、歳出は人件費、扶助費等の義務的経費や物件費、維持補修費、補助費等の消費的経費が、下図のとおり人口1人あたりにおいて類似団体と比較して高い数値を示しており、財政硬直化の一因となっている。

また、国の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」（三位一体の改革）による国庫補助負担金廃止・税源移譲等が18年度まで引き続き行われるが、人口規模が小さく、また市税等の基となる地域産業や経済力が豊富といえない本市においては、これまでの補助負担金に見合う税源移譲と、これに対応する地方交付税による財源調整が行われるかは先行きが不透明であり、財源の確保が懸念される。

### 平成16年度財政状況



(単位：%、円)

財政指標等	壱岐市	類団数値	比率
経常収支比率	87.0	90.4	96.2
公債費比率	17.5	15.7	111.5
投資的経費充当一財比率	6.2	7.3	84.9
地方債現在高 (人口一人当り額)	781,209	544,452	143.5
基金現在高 ( " )	156,390	77,939	200.7
財政力指数	0.218	0.360	55.6
地方税 (人口一人当り額)	65,853	85,986	76.6
交付税 ( " )	304,396	176,565	172.4
その他一財 ( " )	30,041	21,953	136.8
国庫支出金 ( " )	61,961	47,561	130.3
地方債 ( " )	74,283	60,474	122.8
その他 ( " )	141,238	93,523	151.0
人件費 ( " )	126,088	103,669	121.6
公債費 ( " )	110,264	65,045	169.5
扶助費 ( " )	59,368	52,724	112.6
普通建設単独 ( " )	68,816	44,143	155.9
普通建設補助 ( " )	63,947	33,301	192.0
積立金 ( " )	13,446	6,441	208.8

表 - 1 は壱岐市の財政状況の推移(見込み)である。あくまで見込みであるが、この数字は今後10年間で職員を1割削減、さらに物件費・補助費等についても10%~15%削減したと仮定して算出しているものである。これによれば、平成25年度は壱岐市の経常収支比率(経常経費充当一般財源等÷経常一般財源等×100)は100%を超えているという予測になる。また、今後の三位一体改革の進展等で地方財政を取り巻く環境が大きく変わる中、さらに厳しい状況になる可能性は十分にある。

表 - 1 壱岐市の財政状況の推移(見込み)

歳入 (単位：百万円)												
項目	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
地方税	2,269	2,194	2,160	2,167	2,156	2,293	2,281	2,269	2,259	2,248	2,236	2,230
地方交付金	10,330	9,585	9,986	9,891	9,800	9,369	9,228	9,089	8,953	8,949	8,813	8,683
普通交付税	9,624	8,878	9,176	9,195	9,209	8,933	8,799	8,667	8,537	8,539	8,409	8,283
特別交付税	706	707	810	696	591	436	429	422	416	410	404	400
その他一財	2,910	4,842	2,951	2,034	1,963	1,869	1,802	1,740	1,735	1,634	1,534	1,522
国庫支出金	1,346	1,263	2,033	2,015	1,980	1,990	1,936	1,908	1,882	1,855	1,830	1,822
県支出金	2,329	2,307	2,075	2,171	2,043	2,022	1,934	1,882	1,832	1,783	1,736	1,649
地方債	2,326	1,416	2,437	2,837	3,533	3,102	5,612	2,846	1,250	1,250	1,250	1,250
その他特財	1,318	1,958	594	920	930	1,720	983	1,127	1,443	918	970	920
合 計	22,828	23,565	22,236	22,035	22,405	22,365	23,776	20,861	19,354	18,637	18,369	18,076
歳出 (単位：百万円)												
項目	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
人件費	4,052	4,002	4,280	3,959	3,819	3,794	3,768	3,743	3,718	3,693	3,668	3,635
うち職員給	2,576	2,505	2,618	2,526	2,501	2,476	2,450	2,425	2,400	2,375	2,350	2,324
物件費	2,768	2,884	2,706	2,186	2,160	2,083	2,073	2,062	2,052	2,041	2,031	2,022
維持補修費	154	206	253	154	154	154	154	154	154	154	154	154
扶助費	434	844	1,741	1,951	1,951	1,951	1,951	1,951	1,951	1,951	1,951	1,951
補助費等	2,042	2,218	2,087	1,757	1,416	1,388	1,375	1,363	1,352	1,338	1,327	1,254
公債費	3,495	3,502	3,617	3,393	3,374	3,464	3,466	3,516	3,484	3,537	3,479	3,497
積立金	467	990	441	208	198	190	182	182	182	178	178	179
投資及び出資金貸付金	122	51	61	60	60	60	60	60	60	60	60	60
繰出金	1,777	1,428	1,538	1,606	1,556	1,544	1,540	1,536	1,532	1,529	1,521	1,524
繰上金	6,885	6,453	4,802	6,561	7,717	7,737	9,207	6,294	4,869	4,156	4,000	3,800
合 計	22,196	22,578	21,526	21,835	22,405	22,365	23,776	20,861	19,354	18,637	18,369	18,076
財政指数等												
項目	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
歳入総額	22,828	23,565	22,236	22,035	22,405	22,365	23,776	20,861	19,354	18,637	18,369	18,076
歳出総額	22,196	22,578	21,526	21,835	22,405	22,365	23,776	20,861	19,354	18,637	18,369	18,076
差引額	632	987	710	200	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度繰越財源	0	310	139	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実質収支	632	677	571	200	0	0	0	0	0	0	0	0
実質収支比率(%)	4.2	5.7	4.6	1.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
標準財政規模	12,773	11,916	12,312	11,864	11,380	11,406	11,436	11,446	11,533	11,602	11,684	12,072
財政力指数	0.196	0.203	0.218	0.210	0.215	0.222	0.225	0.225	0.224	0.224	0.223	0.220
経常収支比率(%)	84.3	85.4	87.0	89.0	90.9	92.3	93.5	96.0	98.3	99.5	100.1	101.5
公債費負担比率(%)	22.0	20.5	23.4	24.2	25.4	26.6	26.7	27.3	27.1	27.5	27.0	27.1
起債制限比率(%)	6.2	6.9	8.2	9.3	10.5	11.0	11.5	11.8	11.7	11.8	12.0	12.3
基金現在高	5,521	5,254	5,131	4,531	3,808	2,815	2,415	1,915	1,415	1,015	810	660
財調基金	831	717	1,077	777	577	500	450	400	350	300	250	200
減債基金	1,818	1,036	1,036	786	586	510	460	410	360	310	260	210
その他特定目的基金	2,872	3,501	3,018	2,968	2,645	1,805	1,505	1,105	705	405	300	250
地方債現在高	26,506	26,287	25,665	25,678	26,377	26,843	29,709	29,868	28,481	27,097	25,611	24,096

長崎県市町村合併財政計画支援システム(Ver3)により算出(H17.10現在)

## 第2 審議経過

このような市の財政状況を踏まえ、苓岐市の補助金等の見直しのため、本委員会では、以下のような内容について審議を行ってきた。

平成17年 4月20日	補助金等に関する現状と課題について
平成17年 5月10日	見直し方針について 見直し基準について 個別審査の手法について
平成17年 5月25日	個別審査の手法について
平成17年5月25日 ～平成17年10月31日	小委員会による補助金・負担金の個別審査等
平成17年11月4日	縮減率の設定 見直しの指針づくり 提言書の確認
平成17年11月7日	市長へ提言

### 1 見直し方針・見直し基準の設定

はじめに、補助金等を見直すにあたっての目的、対象等を明確にした上で、補助金等の個別の審査・補助金等のあり方の検討を行うため、補助金等の見直し方針・見直し基準を定めた。（資料 ）

### 2 補助金等交付台帳の作成

見直し方針、見直し基準に基づき、補助金等の個別の審査を行うため、市担当者へ補助金等交付台帳（資料 ）と参考資料の提出を求め、それをもとに個別審査を行うこととした。

### 3 個別審査による補助金等の検証

補助金、負担金についてそれぞれ「判定シート」「判定基準」を用い、個別に検証を行うとともに、拡充、継続、縮減、廃止等の判定及び期間を限定すべきものや期限を設定し早期に見直すべきものと判断されたものについては終期設定を行った。

### 4 縮減率の設定

補助金総額の抑制をするという当初の目的から、全ての補助金について縮減を求めるための縮減率の設定を行い、さらに個別審査により縮減と判定されたものについての取り扱い方針を定めた。

### 5 補助金等の見直しの指針づくり

個別審査を行っていく中で、市としての補助金のあり方について新たな課題等が浮き彫りとなった。そのため、今後の見直しを行っていくための指針を定めた。

### 第3 補助金等の審査判定

#### 1 補助金の審査判定

委員会では、個々の補助金等を検証し、審査判定を行うにあたり、客観的に、同一の基準で、効率的に判定が行えるように補助金等の見直し基準に従い「補助金等審査判定シート」(資料 )を作成し、判定作業を行った。

#### 補助金の判定基準

##### (1) 公益性

公益性がなければ、地方公共団体は補助金を支出することができない。そこで、不特定多数の市民の利益につながる事、市の施策の推進につながる事、市民の社会保障につながる事等を総合的に判断し、公益性についての検証を行う。

##### (2) 必要性

公益性があるとしても、市民にとって必要性の薄いものであれば、交付が適当であるとはいえない。そこで、社会経済情勢や市民のニーズ、事業・団体等の状況などから補助金の必要性を判断する。

##### (3) 性質

補助金等をその性質に応じて、運営費・事業費・扶助費・その他の4つに分類し、とりわけ、他の補助金等とは性質が大きく異なる運営費補助金等は、性質による判定段階を設け、運営費補助金等と他の補助金等とを区別する。

##### (4) 妥当性

公益性や必要性があっても、交付の形態や内容が妥当性を欠くものであれば、交付が適当であるとはいえない。そのため、自己負担徴収の有無や繰越金の状況、不適切な経費を含んでいないか、補助対象事業費に対する補助の割合が多額でないか等の視点から妥当性の有無を判断する。

##### (5) 効果

交付に対する効果が非常に高い場合は、充実・強化して交付すべきものとする。

##### (6) 終期設定

補助金等のうち、さらに終期を設定することが望ましいものについては、別途終期を設定する。

##### (7) 救済措置

客観的な審査判定により、真に必要な補助金等であっても、縮減・廃止と判断されるおそれがある。そのため、総合的に判断し、必要があれば救済し、判定を上方修正することができることとする。

## 2 負担金の審査判定

負担金についても、本来の加入の意義、その役割等が見直されないまま漫然と支出しているものが多い。

そこで今回、各種団体が行う事業の意義・目的が市行政の推進に寄与しているのか、市が加盟し負担金を支出することが適切かどうか、その必要性を審査することとした。

審査は、法定の負担金及び市長会決定の負担金は、判定の対象から除外することとし、判定については、市が主体的に支出を行うものが多い補助金と異なり、各種団体の構成員として支出をしている負担金はシートによる客観的な判定が難しいため、補助金等判定シートを基に負担金を審査するための基準（資料 ）を設定し、総合的に判断して判定を行うこととした。

### 負担金の判定基準

#### 公益性

市が加入すべき客観的かつ合理的な理由があるか

受益者が特定の者に限定されていないか

市政と直接係わりのないものでないか

#### 必要性

形式的、習慣的に負担されていないか

行政運営（市民との協働、行政コスト縮減等）に効果が期待できるか

他に実施主体がないか

加入時点からの社会情勢・市行政の変化に適合しているか

既に目的を達していないか

#### 妥当性

多額の繰越金が発生していないか

経費（運営費、事業費、人件費）に不適切な経費を含まないか

受益の地域性、波及効果からみて市の負担区分が適切か

負担金額、加入人口数に明確な根拠があるか

合併時、負担金額について見直されているか

上記の視点を総合的に加味し、判断する。



## 第4 判定結果

今回、補助金305件、負担金176件についての審査判定を行った。(別添資料2、3)その判定結果の区分については以下のとおりである。

なお、判定結果ごとに、さらに課題ごとに分類し指摘事項を加えている。市にあっては、後述する縮減率設定・見直しの指針と併せて、この結果を最大限尊重するとともに、直ちに平成18年度当初予算に反映されたい。

### 補助金判定結果の区分

#### A 拡充

充実・強化して交付すべきと判定されたもの ( 2件)

#### B・B' 継続

今後も継続して交付することが適当と判定されたもの(213件)

#### C・C' 縮減

縮減して交付すべきと判定されたもの ( 47件)

#### D・D' 廃止

平成18年度より直ちに廃止すべきと判定されたもの( 18件)

(同種補助金を一括して判定したもの、交付先毎の判定をしたものがあり、補助金総件数とは一致しない)

### 負担金判定結果の区分

#### 継続

今後も継続することが妥当であるもの ( 132件)

#### 縮減

負担金額又は加人口数縮減の検討を要するもの ( 15件)

#### 廃止

退会等廃止を検討すべきもの ( 19件)

(同一負担金を複数の所属から支出しているもの等を一括して判定したため、負担金件数とは一致しない)

## 第5 縮減率の設定

「第1 吉岐市の財政状況」のとおり、吉岐市の財政状況は現状維持も困難な状況であり、本来ならば地方交付税の優遇措置期間において適正な財政規模にしていくものであるが、この優遇措置期間を考えるとなく、市はできる限り早い段階での財政規模の適正化に取り組む必要がある。

平成25年度の普通交付税の見込み額(P3表-1)は8,283,000千円であり、平成17年度と比較して約10%の減である。少なくとも市は合併後の交付税優遇措置期間で、この割合程度の歳出の削減を行っても財政が行き詰まるということである。

今後、市は補助金のみならず、あらゆる歳出の無駄を省き、市が一丸となって効率的・効果的な行財政運営を行うことにより歳出総額の抑制に努められることは当然であろうが、市が支出する補助金等が平成17年度の一般会計当初予算の実に8.9%を占めている現状に鑑み、補助金等の見直しの取り組みとして、すべての補助金に対して一定割合の縮減を行い、補助金総額の抑制を求めることを提言する。

そこで、以下のような縮減の考え方を設定し、判定結果ごとの取り扱い方針を定めた。また、平成18年度～20年度までの3年間を見直しの期間として設定し、この期間内に判定結果及び個別の指摘事項の内容を達成されたい。

なお、別添の個別補助金等の判定結果についても、この考えのもとに判定及びコメントを行っている。

### 1 基本的な考え方

すべての補助金について、平成17年度の補助金額を基準に、直ちに10%以上の縮減を行い、平成20年度までの見直し期間内に20%以上の縮減を図る。

### 2 拡充判定(A)の考え方

拡充して交付することが効果的であると判定されたもので、縮減の対象外ではあるが、判定結果のコメントに従い、単に補助金額の増額を図るのではなく、より効果的な交付を行うような方策とること。

### 3 継続判定(B、B')の考え方

継続と判定されたものについては、補助金の必要性については認められるものの、補助金総額の抑制の観点から、直ちに10%以上縮減し、平成20年度までの見直し期間内に20%以上の縮減を図る。

直ちに縮減することが困難と判断されるものについては、平成20年度までの見直し期間内に20%以上の縮減を図る。

なお、終期を設定し廃止すべきであると判定された補助金に関しては、設定された終期をもって廃止する。

#### 4 縮減判定(C、C')の考え方

縮減と判定されたものについては、直ちに20%以上の縮減を行うこととし、平成20年度までの見直し期間内に50%以上の縮減を図る。ただし、段階的に縮減し、終期までに廃止すべきと判定された補助金に関しては、設定された終期までに廃止する。

#### 5 廃止判定(D、D')の考え方

原則、廃止とする。

#### 6 国・県の補助が伴う補助金の考え方

国・県の補助が伴う補助金については、市の義務負担を伴うものもあり、定率の縮減が難しいため、定率縮減の対象外とする。ただし、義務負担分以外の市単独の継ぎ足し補助を行っているものについては、今後これを認めない方向で見直しを行い、平成20年度までの見直し期間内に継ぎ足し補助を廃止する。

#### 7 同種補助金の考え方

個別の判定により、同種事業・団体の統合、地域間不均衡の統一等を指摘された補助金については、直ちに10%以上の縮減を行い、平成20年度までの見直し期間内に統合等を終え、補助金総額において20%以上の縮減を図るものとする。ただし、別途期限を示したものについては設定された期間内に統合等を終えるものとする。

#### 8 負担金の考え方

負担金については、市が主体的に支出を行うものが多い補助金と異なり、各種団体の構成員として支出をしているため定率縮減の対象外とする。

縮減( )と判定されたもので、市が主体となって事業を進めている団体の負担金については、直ちに事業内容等の見直しを行い、20%以上の縮減を図るものとする。その他の負担金については、平成20年度までの見直し期間内に加入団体間での協議、事業内容・負担額の見直しに向けた対応を図るものとする。

廃止( )と判定されたものについては、平成20年度までの見直し期間内に廃止・退会の検討等見直しに向けた対応を図るものとする。

## 第6 補助金等の見直し指針

今回、補助金等を見直すにあたり、補助金等を個別に検証し、客観的な方法により審査判定を行った。その中で指摘された現在の吉岐市の補助金等に対する問題点は、一般に指摘されているもののほか、合併の過渡期であることに起因する問題点も数多く見受けらる。

また、いうまでもなく、補助金は公金であり、市の責任において補助金を交付することに対しては厳正な精査が求められる。これは地方自治法第232条の2の原則に則り、客観的に公益上必要なものと認められなければならない、この解釈が拡大され不当に運用がされることのないようにしなければならない。

そこで、今後の市の補助金等をさらに適正化し、維持していくためには以下のような方策が必要であるとする。この指針をもとに、市では早急に必要な措置を講じられたい。

### 1. 同種補助金の整理・統合

合併後、同種事業の補助金について見直しが行われず、旧来の算出根拠・金額で補助しているもの、旧町独自にあった補助金がなお存続しているものについては公平性が確保されるよう見直しを行う。同種団体への補助についても、運営方法の統一や補助金受入窓口の一本化、場合によっては団体の統合など、市として適切な指導を行い整理・統合を図る。

さらに、補助金等の公平性、透明性を確保するためにも、市としての統一的な交付基準を作成し、団体等からの申請書類等についても抜本的に見直しを図り、交付先の状況等が十分に把握できるようにする。

また、交付先が同一の補助金については交付先の自主性に任せる一括交付の補助金とするなどにより補助金総額の抑制を図られたい。

### 2. 見直しサイクルの確立

すべての補助金等について3年間を目途として定期的に補助の効果を測定・検証し、見直しを行うサイクルを確立されたい。3年が経過してなお継続して交付が必要な場合は、その理由を明らかにし、ゼロからの視点で見直しを行う。また、これまで交付の効果についてはほとんど検証されていなかったが、今後は数値化できるものは可能な限り数値化しながら、補助金額に見合う効果があがっているかを検証できる仕組みをつくる。さらに国や県の財源措置を伴う補助金についても、当該措置が終了した後も交付が継続することのないよう、当該措置終了時をもって見直しを図るようにする。

今回、個別の検証を行った補助金等については平成18年度～20年度までの3年間を見直しサイクル期間として、提言及び個別審査の指摘事項の内容を達成されたい。

### 3. 補助金等審査のための第三者機関の設置

補助金等を適正化し、上記の見直しサイクル時に見直しを行う際には、外部からの視点で客観的な審査が行われるべきである。そこで、検証を行うための第三者機関を設置されたい。

また、補助金等を交付するに至った経緯、交付状況、交付の効果等について、市民に分かり易く説明できるようにし、情報を市と市民が共有し、市民のチェック機能が働くような措置を講じられたい。

## **終わりに**

今回、本委員会は市長からの依頼を受け、補助金等の見直しについての提言を行った。

内容としては、大変厳しいものであるということは十分承知をしているが、冒頭にも述べたとおり、三位一体の改革の進展など市を取り巻く事情はめまぐるしく変化してきている。そのような状況の下、市の財政状況を考えた場合、市民等しく痛みを分かち合う必要に迫られていると判断したためである。

これらの提言を実行するためには市も相当の労力を要すると思慮するが、合併しひとつの市としての一体感を醸成していく上でも必要な通過点であると考えます。また、補助を受ける側においても今回の提言が自主・自立への第一歩として捉えていただき自助の道を進んでいただきたい。

本委員会の役目としては、今回で終了となるが、補助金等の見直しについてはこれからが始まりであり、将来に亘って共存、共栄する壱岐市の未来づくりのため、市民・行政ともに最大限の努力をお願いしたい。

## 吉岐市補助金等検討委員会委員

氏名	経歴	備考
森村 智明	税理士	委員長
徳田 佳武	元農林漁業金融公庫	副委員長
此見 武次	元財政担当課長	
浦崎 義博	元財政担当課長	
末永 雅照	元財政担当課長	
百崎 貞明	元財政担当課長	

添付資料 1

補助金等判定資料

## 補助金見直しに関する提言書

本委員会は、行財政改革に向けて、『中間答申』の中で今後の基本的な方向性を提示した。ここでは、行財政改革の指針として、経済性・効率性・有効性の実現のため、スピード・顧客志向・目標志向・コスト意識・競争原理の導入という方針を打ち出している。補助金見直しに関連する事項としては、次の三項目を提言したところである。

### 新市の規模に応じた経常経費の実現

新市の規模に応じた適正な経常経費の水準での行財政運営が実現される必要がある。・・・経常経費は過剰であり、その結果、財政は硬直化している。激変緩和期間（合併年度及びその後の 10 年間）内に、適正な水準にまで経常経費を抑制する必要がある。消費的経費（人件費、委託料を含む物件費、補助金を含む補助費等、扶助費、維持補修費）の全般的な見直しが急務である。

### 補助金規定の見直し

交付団体毎の性格を配慮しながら、補助金の本来の目的は達成されているかどうか、補助金の成果はどのようにチェックされているか、既得権化されることなく原則として期限を設定しているか、あるいは見直し期限を設定しているか、市民との協働の促進策等の戦略性を持たせた補助金を有効に活用しているか、等といった視点から規定を見直す必要がある。

### 参加を促す補助金政策の実施

市民と行政の協働を促すための補助金あるいは公募制を導入した補助金を活用することも効果的である。

地方自治法 232 条の 2 において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と規定されている。ここで「公益上必要」とは、その客観性が求められる（行政実例昭和 28 年 6 月 29 日自行行発 186 条）。合併直後の壱岐市の現状を踏まえた行財政改革の推進という視点から、既存の市補助金が客観的に「公益上必要」なのかどうか、という原点に立ち戻った見直しが必要である。

本委員会は、市に対して、上に提示した具体的な提言を踏まえ（下線部分の基準を重視しながら）かつ“スピード”を追求した見直し案をとりまとめ、また廃止・統合・継続・新規の各根拠も含め公表されることを求める。その際、一方的な判断に偏することなく、プロセスと説明責任を重視し、関係団体等と合意を求めて十分に協議されたい。

平成 16 年 10 月 29 日

壱岐市行政改革推進委員会



## 補助金等の見直し方針

補助金等の交付は、行政全般にわたり補完的な役割を果たし、あるいは、市民活動の活性化を通じて市政の発展に寄与しており、市の施策を展開する中で、長い間重要な役割を担ってきたものの、その弊害も見受けられる。

いったん補助を始めると長期化することが多く、社会情勢が変化してもなかなか見直すことができず、交付される側も補助金等への依存心が強くなり、自らの手で運営を行う姿勢が希薄になるという点がある。

また、交付する行政においても、補助率や補助金額等の交付基準や交付の効果等を測定するチェック体制の不備等があり、市として新たな補助金等の交付システムの確立を図る必要がある。

今後、市の補助金等の制度を適正化し、維持していくため以下のような基本的な方針を定める。

### 補助金総額の抑制

厳しい財政状況に対応するため、市が支出する補助金等について公益性・必要性・妥当性・効果等について統一的な基準を作成し、客観的な視点により所管する部署による差が生じないように縮減・廃止等の方策について検討を行い、市としての補助金総額の抑制を図る。

なお、壱岐市の特性に鑑みまちづくりに寄与するもの、市の施策として相当の効果が認められる補助金等については、より効果的な交付を行うような方策も考慮しなければならない。

### 終期の設定

補助金等を長期間にわたって、惰性で交付することのないよう、あらかじめ全ての補助金等について適正な終期を設定し交付する。設定した終期を経過した後、なお交付が必要な場合は、その理由を明らかにし、改めて終期を設定するべきである。

なお、国や県の財源措置を伴う補助金等については、当該措置が終了した後も惰性で交付が継続することのないよう、終了時をもって廃止を含めた見直しを図るべきである。

### 効果的な補助金等の指針づくり

補助金等の交付にあたっては、地方自治法や壱岐市補助金等交付規則に事務手続きについての原則的な定めがあるものの、交付基準、チェック体制、情報公開など明確な指針がない。

今後の補助金等のあり方について、補助率や交付期間の設定等の交付基準や、補助金額に見合う効果があがっているかの検証、市民への透明性の確保のための情報公開など市としての今後の補助金等のあり方についての指針づくりを行う。

## 補助金等の見直し基準

補助金等の見直し方針に基づき、吉岐市の補助金について、利害関係なくゼロからの視点で客観的に判断するため、以下の補助金等の見直し基準を定め、補助金等について個別に審査し、見直しを行うこととする。

### (1) 公益性

そもそも公益性がなければ、地方公共団体は補助金を支出することができない。

そこで、不特定多数の市民の利益につながる事、市の施策の推進につながる事、市民の社会保障につながる事等を総合的に判断し、公益性についての検証を行う。

### (2) 必要性

公益性があるとしても、市民にとって必要性の薄いものであれば、交付が適当であるとは言えない。

そこで、

- ・社会経済情勢、市民のニーズ等に合致しているか
- ・他へ補助するのではなく、市が直接実施すべきでないか
- ・民間で同様のサービスが提供されているのではないか
- ・補助に頼ることなく、自主自立が可能ではないか

といった観点から必要性の有無を判断する。

### (3) 性質

補助金等はその性質に応じて次のように分類することができる。

分 類		説 明
大 分 類	小 分 類	
1. 性質による分類	1. 運営費補助金等	団体の運営に係る経費の一部または全部を補助または負担するもの
	2. 事業費補助金等	団体等が実施する事業に係る経費の一部または全部を補助または負担するもの
	3. 扶助的補助金	生活困窮者、身体障害者等の弱者救済、福祉向上の観点から補助するもの
	4. その他補助金	1 から 3 にあてはまらないもの

とりわけ、運営費補助金等は他の補助金等とは性質が大きく異なっており、団体の自主自立を阻害しているなどの弊害が指摘されている。

そのため、性質による審査段階を設け、運営費補助金等と他の補助金等とを区別する。

#### (4) 妥当性

公益性や必要性があっても、交付の形態や内容が妥当性を欠くものであれば、交付が適当であるとは言えない。

そのため、

- ・ 応分の自己負担を徴収しているか。
- ・ 多額の繰越金が発生していないか
- ・ 対象事業費が妥当な額であるか
- ・ 零細な補助、負担、交付であり、効果が期待できないのではないか
- ・ 対象事業費に不適切な経費を含んでいないか
- ・ 国・県等の補助対象事業費に対する補助の割合が7割を超えていないか

といった視点から、妥当性の有無を判断する。

#### (5) 効果

交付に対する効果が非常に高い場合は、充実・強化して交付すべきものとする。

#### (6) 終期設定

補助金等のうち、さらに終期を設定することが望ましいものについては、別途終期を設定する。

#### (7) 救済措置

客観的な審査判定により、真に必要な補助金等であっても、縮減・廃止と判断されるおそれがある。

そのため、

- ・ 現在の社会経済情勢には合致しないが、長期的な視点に立って、将来のまちづくりのため必要である。
- ・ 市が特に重点的に推進している事業に該当する。
- ・ 特定の市民の利益にとどまるが、最低限の生活保障のため必要である。
- ・ 応分の自己負担を徴収できない客観的かつ合理的な理由がある。
- ・ 零細な補助、負担、交付であるが、団体等にとって補助金等が必要である客観的かつ合理的な理由がある。
- ・ 国・県等の補助対象事業費に対する補助の割合が7割を超える客観的かつ合理的な理由がある。

等の視点を総合的に判断し、必要があれば救済し、判定を上方修正することができることとする。

## 負担金、補助及び交付金 交付台帳

No

(単位:千円)

年度	所属コード	担当部課・係名

交付額	16年度	17年度	18年度
	決算額	予算額	予定額
財 源 内 訳			
国庫支出金			
県支出金			
その他特財			
一般財源			

款	項	目	細目	細々目	事業名
			節	細節	細節名

交付先名	代表者名

交付の目的                      交付の効果                      算出根拠(できるだけ詳しく、円単位で)

--	--	--

市が事務局となっているものの有無  
(市が事務局となっている場合、1を入力)

交付の根拠となる法令等

交付団体の収支状況	収 入                      (単位:千円)			支 出                      (単位:千円)		
	収入区分	16年度決算額	17年度予算額	支出区分	16年度決算額	17年度予算額
	計			計		

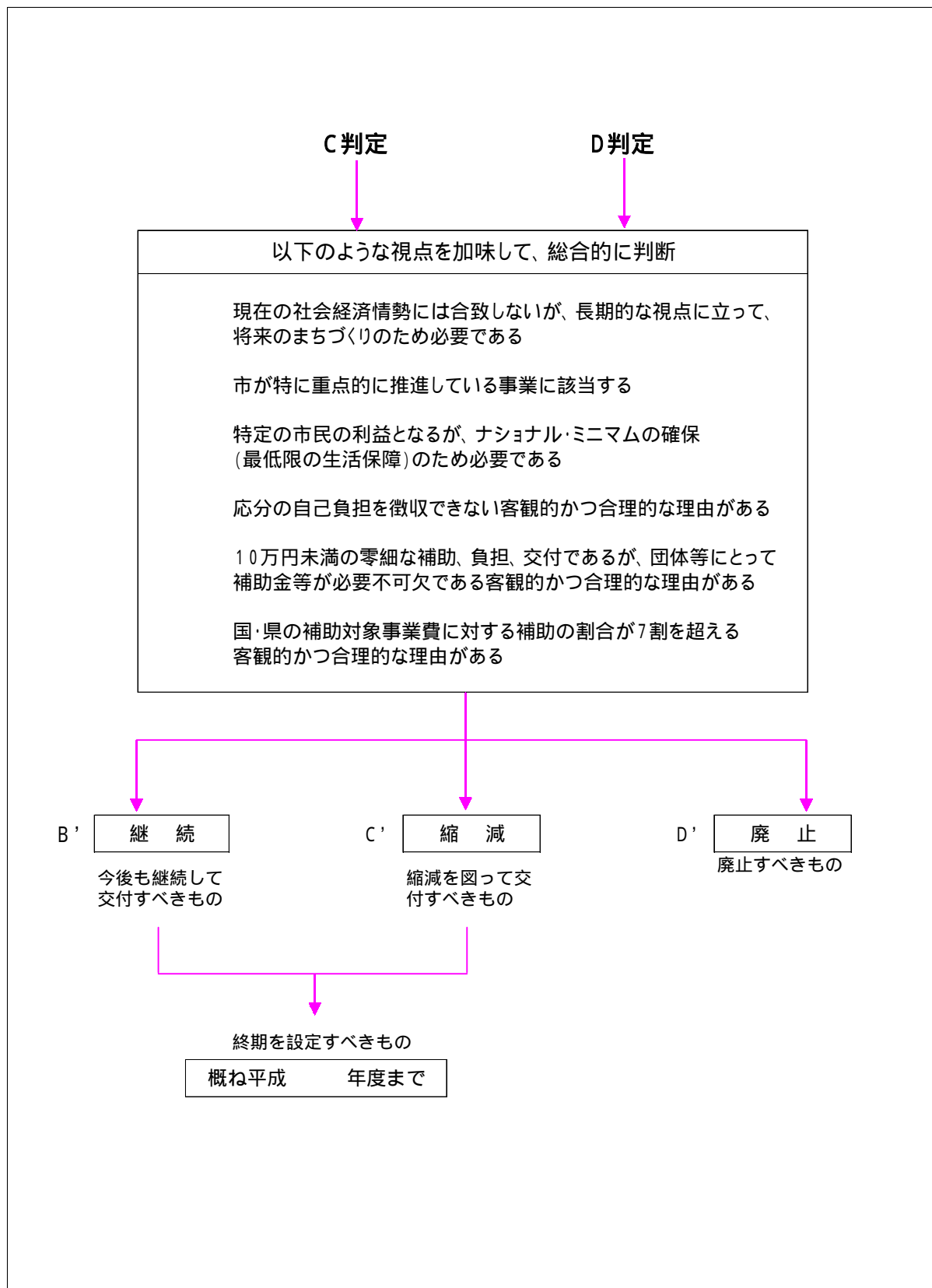
## 補助金等審査判定シート

No \_\_\_\_\_

支出が義務づけられている補助金等はこの限りでない。

公益性	<p><b>ア</b> 以下のような視点を総合的に判断して、公共性があると認められる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不特定多数の市民の利益につながるもの</li> <li>・市の施策（総合計画等）の推進につながるもの</li> <li>・市民の社会保障につながるもの</li> </ul> <p>NO → D判定</p>
必要性	<p><b>イ</b> 社会経済情勢、市民のニーズ等に合致している</p> <p>YES ↓ NO → D判定</p>
	<p><b>ウ</b> 市が直営でやるべきでない（市民との協働、コスト縮減等の点から）</p> <p>YES ↓ NO → D判定</p>
	<p><b>エ</b> 他に供給主体がない（民間と競合していない）</p> <p>YES ↓ NO → D判定</p>
	<p><b>オ</b> 現時点では自主自立が不可能である</p> <p>YES ↓ NO → D判定</p>
性質	<p>1 運営費      2 事業費      3 扶助費      4 その他</p>
妥当性	<p><b>カ</b> 応分の自己負担を徴収している</p> <p>YES ↓ NO → C判定</p>
	<p><b>キ</b> 多額の繰越金が発生していない</p> <p>YES ↓ NO → C判定</p>
	<p><b>ク</b> 対象事業費は妥当な額である</p> <p>YES ↓ NO → C判定</p>
	<p><b>ケ</b> 10万円を下回るような零細な補助、負担、交付ではない</p> <p>YES ↓ NO → D判定</p>
	<p><b>コ</b> 経費（運営費、事業費）に不適切な経費を含まない</p> <p>YES ↓ NO → D判定</p>
	<p><b>サ</b> 国・県等の補助対象事業費に対する補助の割合が7割を超えない</p> <p>YES ↓ NO → D判定</p>
	<p><b>シ</b> 国・県等補助金の義務負担分以外の継ぎ足しが行われていない</p> <p>YES ↓ NO → C判定</p>
	<p><b>ス</b> 効果が非常に高く、更に充実・強化を図るべきである</p> <p>YES ↓ A判定      NO ↓ B判定</p>
判定結果	<p>A <b>拡 充</b>      B <b>継 続</b>      C <b>縮 減</b>      D <b>廃 止</b></p> <p>充実・強化して交付すべきもの      今後も継続して交付すべきもの      縮減を図って交付すべきもの      廃止すべきもの</p>
(補足)	<p>終期を設定すべきもの      救済すべきもの</p> <p>概ね平成      年度まで      救済シートへ → (裏面)</p>

## C、D判定補助金救済シート



## 負担金判定基準

No. \_\_\_\_\_

以下のような視点を総合的に加味し、判断する。

公益性	<p>市が加入すべき客観的かつ合理的な理由があるか</p> <p>受益者が特定の者に限定されていないか</p> <p>市政と直接係わりのないものでないか</p>
必要性	<p>形式的、習慣的に負担されていないか</p> <p>行政運営（市民との協働、行政コスト縮減等）に効果が期待できるか</p> <p>他に実施主体がないか</p> <p>加入時点からの社会情勢・市行政の変化に適合しているか</p> <p>既に目的を達していないか</p>
妥当性	<p>多額の繰越金が発生していないか</p> <p>経費（運営費、事業費、人件費）に不適切な経費を含まないか</p> <p>受益の地域性、波及効果からみて市の負担区分が適当か</p> <p>負担金額、加入口数に明確な根拠があるか</p> <p>合併時、負担金額について見直されているか</p>



継続	今後も継続することが妥当であるもの
縮減	負担金額、又は加入口数縮減の検討を要するもの
廃止	退会等廃止を検討すべきもの

## 判定結果

判定	
理由	

## 補助金判定結果



## 補助金の判定結果について

今回、305件の補助金について補助金等判定シート(資料 )によって個別に検証を行った。判定シートは補助金等の見直し方針、見直し基準により作成された項目をYES、NOの判断でA～Dの判定をできるようにしたものである。客観的な審査判定を基本としているため、真に必要な補助金であっても縮減・廃止と判断されるおそれがあるため、縮減・廃止と判定されたものについては、裏面の救済シートにより二次判定を行い、必要があれば救済し、判定を上方修正できることとした。

判定結果については以下のとおりである。

### A 拡充

充実・強化して交付すべきと判断されたもの。(2件)

### B・B' 継続

今後も継続して交付することが適当と判断されたもの。(213件)

### C・C' 縮減

縮減して交付すべきと判定されたもの。(47件)

### D・D' 廃止

平成18年度より直ちに廃止すべきと判定されたもの。(18件)

(同種補助金を一括して判定したもの、交付先毎の判定をしたものがあり、補助金総件数とは一致しない)

補助金の問題点等については、すでに提言の中で指摘したところである。そこで、本判定結果では補助金の判定結果を課題別に分類し、さらに個別指摘事項別があるものについてはコメントを付記することとした。今回、提言の中ですべての補助金について一定割合の縮減を求めたところであるが(考え方については提言書P8～を参照)、以下のものについては、さらに別途対応を求めるものである。

## 補助金個別審査判定結果

### 判定 A 拡充

#### 吉岐ブランド確立協議会補助金

今後の市の発展を担う上で重要と考える。また、単に補助金額の増額を図るものでなく、より効果的な交付を行うような方策とることが望まれる。

#### リサイクルステーション設置補助金

補助金の増額でなく、市の分別業務を確立するために拡充を行い、早期に整備を終えるよう努められたい。

### 判定 B・B' 継続

今後も継続して補助することが適当と判断されたものであるが、中には合併したにもかかわらず、依然として地域間の不均衡や同種団体の補助金のあり方に問題を残すものも見受けられた。今回、継続と判定された 213 件のうち、継続の必要性は認められるも問題点があり、指摘事項があるもの 63 件について記載しているので、市は早急に対処されたい。

#### (1) 整理・統合等が必要なもの

合併後、旧 4 町で行われていた同種事業の見直しが行われておらず、合併前そのままの算出根拠等により支出しているものが多々見受けられるので見直しを図られたい。また、各種団体においても旧町単位のまま存続している団体も多く、補助対象となる範囲も異なったままのものが多。これらの団体についても市の適切な指導の下、整理・統合を図る必要がある。

なお、特に記述のないものについては提言の見直し期間(平成 20 年度)内に整理・統合を終わられたい。

#### 公民館運営費交付金、公民館運営協議会補助金

自治会・公民館の活動等に関する補助に関しては全く統一されていない。4 町それぞれの運営実態について調査の上、早急に統一すべきである。また、交付先が自治会・公民館となっている補助金についての統合を図られたい。

#### 地区遺族会補助金、慰霊碑維持管理費補助金

旧 12ヶ町村の時代を経て現在に至るものと思われる。公平性が確保されるよう措置すべきである。

#### 傷痍軍人会補助金

交付窓口の一本化を図られたい。

**母子寡婦福祉連合会補助金、母子会活動費補助金、母子福祉大会参加費補助金**

活動を全市単位に統一し、補助については一本化されたい。

**吉岐市老人クラブ連合会補助金、老人クラブ連合会補助金、老人クラブ補助金、老人ゲートボール・ペタンク大会補助金、老人スポーツ大会補助金、県老人スポーツ大会補助金、老人作品展補助金**

補助については一本化できるものについては一本化し、補助額の均衡を図り、最低限の助成とされたい。

**吉岐市身体障害者福祉連絡協議会補助金、身体障害者福祉協議会補助金、身体障害者スポーツ大会補助金、県身体障害者スポーツ大会補助金、身体障害者福祉大会補助金**

補助については一本化できるものについては一本化し、補助額の均衡を図り、最低限の助成とされたい。

**漁場監視活動事業補助金**

必要性は認めるが、交付先によって差異が見受けられるので、交付基準の統一を図られたい。

**吉岐観光協会補助金、地区観光協会補助金（勝本・石田）**

市としての受入窓口の一本化のため、平成18年度までには団体の統合等見直しを図られたい。

**地区スポーツ行事奨励補助金（郷ノ浦・勝本）、社会体育推進協議会補助金（芦辺）**

旧町で実施主体や補助金のあり方が異なっており、運営方法、補助基準の統一、交付方法の見直しを図られたい。

**吉岐市体育協会補助金、吉岐市体育協会補助金（4地区）**

交付基準を明確にし、補助のあり方を検討されたい。

**花いっぱい運動補助金**

市の所管課が異なる（市民福祉課・教育委員会）うえ、補助金額も旧町で異なっている。市としての方針を統一し交付基準を明確にすべきである。

このほか補助金の整理・統合等が必要と思われるものとして、

**更生保護協会吉岐支部補助金、吉岐地区更生保護女性会補助金**

**遺族参拝費等補助金、吉岐市連合遺族会補助金**

**原ノ辻遺跡保存等協議会補助金、原ノ辻遺跡展示棟施設運営費補助金**

**学校用務給食会補助金、学校給食補助金**

がある。

## (2) 旧町単独の補助金

合併前の補助がそのまま残っており、現在においても一部の地域のみ補助をおこなっているものがある。補助の経緯等からして必要性は認められるが補助のあり方について市として統一した基準が必要と考えられる。

### 殉国慰霊奉賛会補助金（郷ノ浦6地区）

郷ノ浦町のみであり、今後の運営のあり方の検討を要する。

### 子供会育成連合会補助金

他の校区とのバランスを図り、場合によっては減額の検討を要する。

### 夜間照明施設基本料金補助金

旧町で施設の管理方法が異なっており、見直して均衡を図られたい。

### 住民センター電話基本料等補助金

市内の同種施設の管理のあり方について検証し、見直しを図られたい。

## (3) 終期の設定をすべきもの

現状においては、補助の必要性は認められるものの将来に亘って補助するべきものではないと判断されたものや合併後の格差是正のための補助金である。これらについては、終期を設定し、特に記述のないものについては見直し期間（平成20年度）をもって廃止されたい。

また、国・県等の補助を伴うもので、これらの補助が終了次第廃止すべきものについてもここに挙げている。

### 生ごみ堆肥化容器購入費補助金

ゴミの減量化を図るために継続は必要と考えるが、今後の状況を見て見直しも検討されたい。

### 地域肉用牛増頭対策事業費補助金

終期を設定し、廃止されたい。

### 堆肥盤原材料支給事業補助金

終期を設定し、整備を終わられたい。

### 家畜排泄物適正処理補助金

予定の平成19年度内に格差是正を図り事業を終わられたい。

### 新技術定着試験事業補助金

効果の測定を行い、終期を設定すべきである。

国・県等の補助が終了次第廃止すべきもの

中山間地域等直接支払交付金、農家負担軽減支援特別資金利子補給補助金、農家経営基盤強化資金（スーパーL）利子補給費補助金、麦大豆品質向上定着特別対策事業補助金、売れる米産地化事業補助金、有機栽培米等推進事業補助金、省エネルギー教育推進事業補助金

#### (4) 効果を検証し、今後のあり方を検討すべきもの

効果の測定については、提言で述べているとおりすべての補助金について行うべきであるが、以下に挙げる補助金については、特に効果を検証し、場合によっては見直しを行う必要がある。

**新規就農者独立支援事業補助金、研修受入対策支援事業補助金、水産資源調査事業補助金、漁港施設等整備事業補助金**

#### (5) その他指摘事項のある補助金

継続と判定されたもののうち、上記以外の指摘事項があったもの。

##### **地方バス路線維持費補助金**

年々増加傾向にあり、補助額の決定については関連子会社等の経営状況も把握した上で行うべきと思われる。

##### **葉たばこ生産奨励費補助金、施設園芸土壌消毒事業補助金**

土壌消毒補助率について均衡が保たれているか検証されたい。

##### **三島小教員乗船費補助金、三島家庭訪問乗船費補助金**

本来、県が負担すべきものではないかと思われる。継続はやむを得ないが県と交渉すべきである。

##### **指定研究費補助金、タフ事業推進補助金**

算定の根拠が不明であり明確な基準を定める必要がある。場合によっては減額について検討を要する。

#### **判定C・C' 縮減**

個別の審査において縮減して交付すべきと判定された補助金は以下のとおりである。提言にあるとおり見直し期間(平成20年度)までに、さらに縮減して交付すべきと判定されたものであり、見直しを図られたい。

#### (1) 各種団体への補助金

縮減と判定された各種団体への補助金である。これらの補助金については、算出根拠が不明確なもの、同種団体へ一律の定額補助をおこなっているもの、自己負担の割合が少ない、繰越金が多額であるなどの問題点があげられる。また、活動内容についても補助金の多くが会議費や研修費に充てられ活動実績に乏しい団体や、補助金が分配される下部組織の活動が不明確である団体なども見受けられる。

本来、各種団体への補助金は団体の自主・独立を側面から支援するためのものであり、今後は活動内容等を十分検証し、真に必要なとする経費の補助とすべきである。

吉岐地区沿岸警備協力会補助金、吉岐市交通安全協会補助金、交通安全協会支部活動費補助金、幼児交通安全クラブ補助金、交通安全母の会補助金、精神障害者家族の会補助金、吉岐島環境問題を考える会補助金、吉岐市食品衛生協会補助金、農業後継者活動費補助金（吉岐地区青年農業者連絡協議会）、認定農業者協議会活動費補助金、農協女性部活動費補助金、農協青年部活動費補助金、土地改良区経常経費補助金（吉岐土地改良区・勝本土土地改良区・勝本西部土地改良区・芦辺北部土地改良区・大清水土地改良区）、漁協部会活動事業補助金、漁協任意組合活動補助金、商工会青年部・女性部活動補助金、市青年団連絡協議会補助金

## （２）事業内容等の見直し

縮減して交付すべきと判断されたもののうち、事業内容を見直すべきとされたものである。これらについては補助金額や全体枠の縮減等を図り、全体事業費の削減を図りたい。

チャイルドシート購入費補助金、園芸施設整備事業補助金、施設園芸灌水施設設置事業補助金、土地基盤整備事業補助金、予防注射事業費補助金（和牛防疫費・酪農振興費）、家畜自衛防疫協議会補助金、優良系統牛育成対策事業費補助金、優良乳用牛導入事業費補助金、近代化施設整備事業費補助金（酪農振興費）、優良種豚導入補助金、基盤整備地区営農強化モデル事業補助金、観光宿泊業活性化プラン補助金、漁業近代化施設整備事業補助金、和田山町交流促進事業補助金、商工業活性化育成事業補助金

## （３）終期を設定すべき補助金

縮減して交付を行い将来的に廃止すべきと判断されたものである。今後は団体の自主・自立を求めるべきであり、段階的な縮減を図るなど行い見直し期間（平成20年度）までには廃止されたい。

農業生産グループ活動費補助金、和牛部会活動費補助金、酪農組合活動費補助金

## （４）その他縮減して交付すべき補助金

縮減と判定されたもののうち、上記以外の指摘事項があったもの。

### ウインドサーフィン大会補助金

県補助終了後、市負担が増加しないようにされたい。

### 廃プラスチック適正処理費補助金、漁業系廃棄物処理対策事業補助金、乳質改善対策事業費補助金

本来、事業者の責任において、処理すべきものであり縮減を図りたい。

### 受精卵移植事業費補助金、吉岐受精卵移植研究会補助金

両者を併せた、補助のあり方を検討されたい。

### 吉岐市文化団体協議会補助金

補助基準、会費等運営のあり方について市の方針を統一されたい。

## D・D' 廃止

個別の審査において廃止すべきと判定された補助金は以下のとおりである。これらの補助金については直ちに廃止し、直ちに廃止することが困難なものについても見直し期間(平成20年度)内に、廃止されたい。

### (1) 補助の必要性や効果が乏しいもの

すでに当初の目的を達成し、補助する必要性が認められないもの、補助額が少額で効果に疑問があるもの、繰越金が多額である団体、または活動内容について補助金の多くが会議費や研修費に充てられ活動実績に乏しい団体などであり、市から補助の必要性や効果に疑問があるとして廃止と判定されたものである。

吉岐たばこ販売協同組合補助金、住宅改造資金利子補給費補助金、水洗便所改造資金利子補給補助金、水田農業経営推進事業補助金、集落営農担い手支援事業補助金(アグリランドいき)、JA 吉岐肥育部会活動費補助金、和牛ヘルパー事業費補助金、農業後継者活動費補助金(レディースあぐり)、単独農村整備事業費補助金、林業振興支援振興事業補助金(芦辺町ハラン研究会)、男女岳地区観光開発促進補助金、文化伝承グループ活動費補助金(吉岐民謡保存会)、吉岐市青少年剣道育成会補助金

### (2) 旧町単位の補助金

合併前の補助がそのまま残っているおり、現在においても一部地域のみ補助をおこなっているもので、整合性を考え廃止することが適当と判断されたものである。

自衛官募集協力補助金(勝本、芦辺)、地区防犯協会補助金(郷ノ浦)、社会福祉協議会補助金(芦辺地区活動費)、スポーツ災害保険補助金(芦辺)

### (3) その他

その他の指摘事項により廃止と判定された補助金。

#### 吉岐市中学校体育連盟補助金

合併により、体育連盟へ補助をする形式をとる必要はないと思われる。中学校費として各費目に予算計上し、最小限の経費で目的を達成すべきである。

## 負担金判定結果



## 負担金の判定結果について

負担金については、今回対象となった176件について、負担金の判定基準（資料 ）により総合的に判断し、～ の判定を行った。

判定結果については以下のとおりである。

### 継続

今後も継続することが妥当であるもの。（132件）

### 縮減

負担金額、又は加入口数縮減の検討を要するもの。（15件）

### 廃止

退会等廃止を検討すべきもの。（19件）

（同一負担金を複数の所属から支出しているもの等を一括して判定したため、負担金件数とは一致しない）

今回、審査対象となった負担金の多くは市が構成又は加入している各種団体へ支出する負担金である。これらについては、合併にかかる調整の際に検討を行っているようであるが、依然として本来の加入の意義、その役割等が見直されないまま漫然と支出しているものが多いようである。

負担割合についても旧4町時代の額を合算しただけのものもあり、また、交付先団体の事業内容、収支の状況を見ると、その効果に疑問があるもの、多くが職員の研修旅費に充てられているもの、団体から慶弔費等の不適切な支出が見受けられるものなど問題点が数多く見受けられた。これらのものについては、市が主体となっている各種団体については直ちに抜本的な見直しを行い、それ以外のものについても加入者間での協議や事業内容・負担額の見直しの提案等を行い提言にある見直し期間（平成20年度）までに判定結果に沿った結論を出されたい。

また、同じ負担金が複数の部署に重複して計上されているものがあるので、必要性を検討の上、早急に見直しを図られたい。

## 負担金個別審査判定結果

### 継続

今回、継続して支出することが適当と判断されたもののうち、そのあり方について見直しを要するもの、指摘事項があるものについて記載しているので、市としての対応を検討されたい。

### 市公民館連絡協議会負担金（勝本・芦辺・石田）

補助金と併せて内容を検討し統一されたい。

### 仏間負担金

集約して事務の効率化を図られたい。

### **県派遣社会教育主事会負担金**

組織のあり方について検討を要する。

### **全国公立文化施設協議会負担金、九州公立文化施設協議会負担金、県公立文化施設協議会負担金（ 沓岐文化ホール・沓岐西部開発総合センター）**

2施設が加入しているが一本化できないか、また、加入は最小限にとどめるべきであり検討されたい。

### **九州都市選挙管理委員会連合会負担金、全国選挙管理委員会連合会負担金、県下各市選挙管理委員会連合会負担金**

**日本博物館協会負担金、九州博物館協議会負担金、長崎県博物館協会負担金**

**日本図書館協議会負担金、県公共図書館協議会負担金**

加入については最小限にとどめるべきであり検討されたい。

### **縮減**

個別の審査において縮減と判定された負担金は以下のとおりである。これらのものについては事業内容・負担額の見直し、加入団体間での協議等を行い縮減のための対応をとられたい。

#### **（１）団体の状況から縮減すべきと判断されたもの**

合併前の負担割合が見直されていないもの、繰越金が多額である団体や活動内容・事業効果に効果に疑問がある団体など縮減をすべきと判断されたものは以下のとおりである。

**中都市経営研究会負担金、日本国民年金協会負担金、市栄養士会負担金、沓岐グリーンツーリズム推進協議会負担金、沓岐地区種子更新協議会負担金、沓岐地域農業振興協議会負担金、沓岐地域鳥獣被害防止対策協議会負担金、沓岐地域農業農村整備事業推進協議会負担金、県農業会議沓岐対馬支部負担金、沓岐海上保安協会負担金、沓岐海域漁場監視連絡協議会負担金、県建設技術協議会負担金、危険物安全協会負担金、県市町村教育長会負担金**

#### **（２）その他、縮減すべきと判断されたもの**

##### **農地海岸樋門管理費負担金**

地域間の均衡を保ちつつ縮減を図られたい。

## 廃止

個別の審査において廃止と判断された負担金は以下のとおりである。これらのものについては脱退等負担金の廃止のための対応をとられたい。

### (1) 団体の状況から廃止すべきと判断されたもの

団体の活動内容や・事業効果から見て加入の必要性に疑問があるもの、現在の社会情勢や市の現状にそぐわない等の理由により廃止すべきと判断されたものである。

**社会保険協会負担金、県労働基準協会各支部負担金、各岐電信電話ユーザ協会負担金、日本広報協会負担金、県交通指導員連絡協議会負担金、自治センター負担金、自治体電算協議会負担金、農村地域工業導入促進センター負担金、県農業委員会事務局協議会負担金、西九州国際観光ルート協議会負担金、全国液状堆肥利用者協議会負担金、全国市町村土壌浄化法連絡協議会、公民館振興市町村連盟負担金**

### (2) 負担金として支出すべきでないとして判断されたもの

現在、負担金として支出しているが、旅費及び需用費等で必要経費を予算化して対応すべきと判断されたもの。

**10市交通安全対策協議会負担金、都市税務協議会負担金、各岐地区水産振興対策協議会負担金、長崎県十市土木行政事務運営協議会負担金**

### (3) その他、廃止すべきと判断されたもの

**長崎県市町村長懇話会負担金**

全市町村が対象でないならば、必要性に疑問がある。

**消防団長会負担金**

公費支出になじまないと思われる。